

# 子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）

東京都北区長 殿

次のとおり、子どものための教育・保育給付認定（認可保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、認定こども園[保育部分]）及び支給認定証の交付を（変更）申請します。

		申請日（西暦）					年			月			日	保育課使用欄										
住所 連絡先																								
												自宅												
	父携帯						母携帯																	

保護者	フリガナ				マイナンバー				保育を必要とする理由 ※該当理由に✓してください。						
	氏名 ※代表保護者に✓してください。				生年月日										
	家庭状況 ※該当する状況に✓してください。								<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学・職業訓練 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他（                    ）						
	父												年		
	<input type="checkbox"/> 同居（住民票上同一住所） <input type="checkbox"/> 別居（住民票上別住所） <input type="checkbox"/> ひとり親								<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学・職業訓練 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他（                    ）						
	母												年		
<input type="checkbox"/> 同居（住民票上同一住所） <input type="checkbox"/> 別居（住民票上別住所） <input type="checkbox"/> ひとり親															

認定（変更） 申請する子ども	フリガナ				マイナンバー				保育の利用を希望する時間 ※希望時間に✓してください。							
	氏名				生年月日				<input type="checkbox"/> 保育短時間（最大8時間） <input type="checkbox"/> 保育標準時間（最大11時間）							
	1												年			月
									年 月 1日から							
	2								年			月			日	<input type="checkbox"/> 新規申請 <input type="checkbox"/> 変更申請
	3								年			月			日	<変更の場合は変更理由> 例) 4/1から勤務時間が9-17時となるため。

**<教育・保育給付認定申請に関する注意点> ※必ずお読みください。**

- 添付書類 認定（変更）申請に当たり、保護者の保育を必要とする理由に応じて、その理由を証明する書類を提出してください。保育を必要とする理由を証明する書類については、利用案内「利用申請・認定申請に必要な書類」を確認してください。
- 保育必要量 保護者の就労時間等に応じて、認定を希望する保育必要量の区分（保育短時間・保育標準時間）を選択してください。就労を理由とする場合は、通勤時間も含めた就労時間で区分を選択してください。
- 適用開始日 最短で申請日の翌月1日から認定（変更）可能です。月途中の認定（変更）はできません。
- 利用時間 入園後の利用時間（登園からお迎えまでの時間）は、午前8時30分から8時間を基本とします。実際の利用時間は、保育必要量の範囲内で、就労時間（通勤時間含む）等を考慮し、実際の勤務状況に照らして保育施設で決定します。ただし、生後8か月未満の児童の利用時間は、児童の育成上の配慮から、認定した保育必要量の区分に関わらず、最大でも午前8時30分から午後4時30分までの8時間の範囲内となります。
- 変更申請 保育を必要とする理由や保育必要量等に変更が生じた場合は、改めて申請が必要となります。

保育課使用欄		受付者	
--------	--	-----	--